

## 教育振興会会則改正について

### 第 1 号議案 役員 の 定義 について

(改定の趣旨)

役員 の 選出 について、これまで大きく【第 3 章 会員】の中から選出することとしていたが、第 5 条に「本会は、会長及び特別会員をもって組織する」と定義されていることから、「会長、副会長は、役員会において会員及び特別会員の中から選出し、総会の承認を経て決定する」と文言の整理を行うもの。

宮城県美田園高等学校教育振興会会則（令和 3 年 2 月 1 4 日）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 4 章 役 員 第 8 条 会長、副会長は役員会において <u>会員及び特別会員</u> の中から選出し、総会の承認を経て決定する。	第 4 章 役 員 第 8 条 会長、副会長は役員会において会員の 中から選出し、総会の承認を経て決定する。

## 第2号議案 年会費の改定について

(改定の趣旨)

教育現場における支出内容について、公費で支出するものと私費で負担するものの整理が進み、これまで学校徴収金から支出されていた対象経費について、公費での支出が可能となってきた。執行残による繰越金も年々増えているため、相応の金額について教育振興会会費の年会費を減額改定し、会則に明記するもの。

現行会費	年会費3,000円(二期入学生 1,500円)
	↓
改正案会費	年会費 <u>2,400円</u> (二期入学生 <u>1,200円</u> )

宮城県美田園高等学校教育振興会会則(令和3年2月14日)の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>この会の会費は、一人あたり<u>2,400円</u>とする。 この会則は、平成24年4月1日より施行する。 この会則は、平成27年2月22日より一部改正施行する。 この会則は、令和3年2月14日より一部改正施行する。 <u>この会則は、令和7年1月23日より一部改正施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>この会の会費は、一人あたり3,000円とする。 この会則は、平成24年4月1日より施行する。 この会則は、平成27年2月22日より一部改正施行する。 この会則は、令和3年2月14日より一部改正施行する。</p>